

個人情報取扱業務委託計画書

農林振興課

1 委託業務名	森林経営管理制度に基づくアンケート調査業務委託（再委託部分）
2 現状と課題及び目的	<p>森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与える多面的な機能を持っているが、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等により、適切な森林管理が行われていない状況となっている。</p> <p>そのため、国では法律を制定し、森林を適切に管理していくこととした。本市においても、適切に森林を管理していくため、森林所有者に対し経営・管理・整備状況や今後の方針についてアンケート調査を実施して、意向を確認した上で「経営管理権集積計画」を作成することとしている。そこで、森林の経営・管理手法に高度な専門技術と十分な経験を有し、蓄積されたノウハウを併せ持つ「カルスト森林組合」にその業務を委託し、林業の振興を図る。</p> <p>また、カルスト森林組合が他自治体から同様の専門的な業務委託等で業務が集中している状況の中、アンケートの発送という簡易な業務を再委託することにより人的不足を補い、受注業務の効率化を図る。</p>
3 再委託先と開始時期	<p>(再委託先)</p> <ul style="list-style-type: none">・日本郵便株式会社 下関郵便局（郵便物発送業務の実績が認められるため） <p>※林業の専門知識等が不要である郵便物発送業務を切り分けて再委託する。</p> <p>(開始時期) 令和3年5月中旬発注予定</p>
4 再委託業務の概要及び業務期間の予定	<p>(1) 再委託業務の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・郵便物発送業務（日本郵便株式会社 下関郵便局） <p>(2) 業務期間の予定</p> <ul style="list-style-type: none">・年間1,500筆程度を対象として約9年間（地籍調査進捗による対象増加を含む）
5-1 提供する個人情報と個人情報保護措置の概要	<p>(1) 提供する個人情報</p> <ul style="list-style-type: none">・年間300人程度の氏名及び住所 (林地台帳にある地番1,500筆程度の森林所有者情報) <p>(2) 個人情報保護措置の概要</p> <p>再委託業務仕様書にて下記の個人情報保護措置を明記する。</p> <p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人データを取り扱うパソコンと、それを使える従業員を決めておき、責任者を決める。・インターネットへの接続ができないパソコンを使用し、ID・パスワードの認証を設定しておく（ID・パスワードの共有はしない） <p>【再委託先】</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット接続されたパソコンを使用するが、セキュリティ会社経由でネット接続をしており、常時ネット上で監視が行われているパソコンで個人情報の取り扱いを行う。

- ・情報漏えい等事故発生時の発注者（カルスト森林組合）への連絡体制をあらかじめ決める。
 - ・個人情報データを取り扱うパソコン等の管理手法を決める。
- ※パソコンやUSBメモリ、個人データが記載された書類などは、下関郵便局総務部総務部長管理の金庫にて厳重保管し、盗難防止に努める。また、局舎自体も警備会社によって24時間警備体制が整備されている。

5-2 その他個人情報保護措置等

(1) 再委託先の個人情報に関する規約等

個人情報保護約款を制定済

(2) 個人情報の提供方法

最初の一覧データについては、暗号化したファイルをCD-ROMでカルスト森林組合が再委託先に手渡しにより提供。

(3) 再委託先が作成した資料の処分について

業務完了後に個人情報を用いたデータ、紙資料の返還、又は廃棄を行う。

※廃棄を必要とするデータは、原則作成しないこと。また、廃棄については、個人情報保護管理責任者が発注者（カルスト森林組合）との立会の下、廃棄をすること。

(4) 再委託契約書に次の項目を明記し、遵守させる

- 一 秘密保持の義務に関すること。
- 二 目的外使用の禁止に関すること。
- 三 第三者への提供の禁止に関すること。
- 四 再々委託の禁止又は制限に関すること。
- 五 複写又は複製の禁止に関すること。
- 六 立入検査に応じる義務に関すること。
- 七 事故対策及び事故発生時の報告義務に関すること。
- 八 個人情報の返還及び所有権に関すること。
- 九 前各号に定めるもののほか、個人情報の保護に関すること。
- 十 前各号に違反した場合の契約の解除等の措置及び損害賠償に関すること。

6 管理責任者

北部・農林振興部 農林振興課長 杉山 孝博（発注者）

カルスト森林組合 事業課長 藤岡 周志（受注者・再委託業務発注者）

日本郵便株式会社 下関郵便局 郵便部長 山根 智和（再委託業務受注者）

森林の現状及び森林経営管理制度（森林経営管理法）について

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ってきています。

しかし、我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないう事態が発生しています。

（※下刈りや間伐などで定期的に入入れされた人工林は、根の発達が促されて風雪害に強い森林となるほか、林内の光環境が良く、下層植生が繁茂し、表土の流出を防ぐという防災上の役割を果たす森林になります。）

森林の適切な経営管理が行われないうことにより、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

このような中、平成30年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が成立し、新たな法律は平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。主な内容は、①～④のとおりです。

① 森林所有者の責務

森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を行わなければならない。

② 市町村による経営管理権集積計画

市町村は、森林所有者への意向調査やその申出を踏まえ、経営管理権集積計画を定め、これを公告することによって委託を受け経営管理を行う。

③ 林業経営者への経営管理実施権の配分

市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託を行おうとする場合には、都道府県が公募し、公表した林業経営者の中から、市町村が選定し、経営管理実施権配分計画を定め、公告することによって林業経営者が経営管理できることとする。

④ 市町村による森林の経営管理

自然条件に照らして林業経営に適さない森林や林業経営者に再委託するまでの間の森林については、市町村が経営管理を行う。

言葉の定義

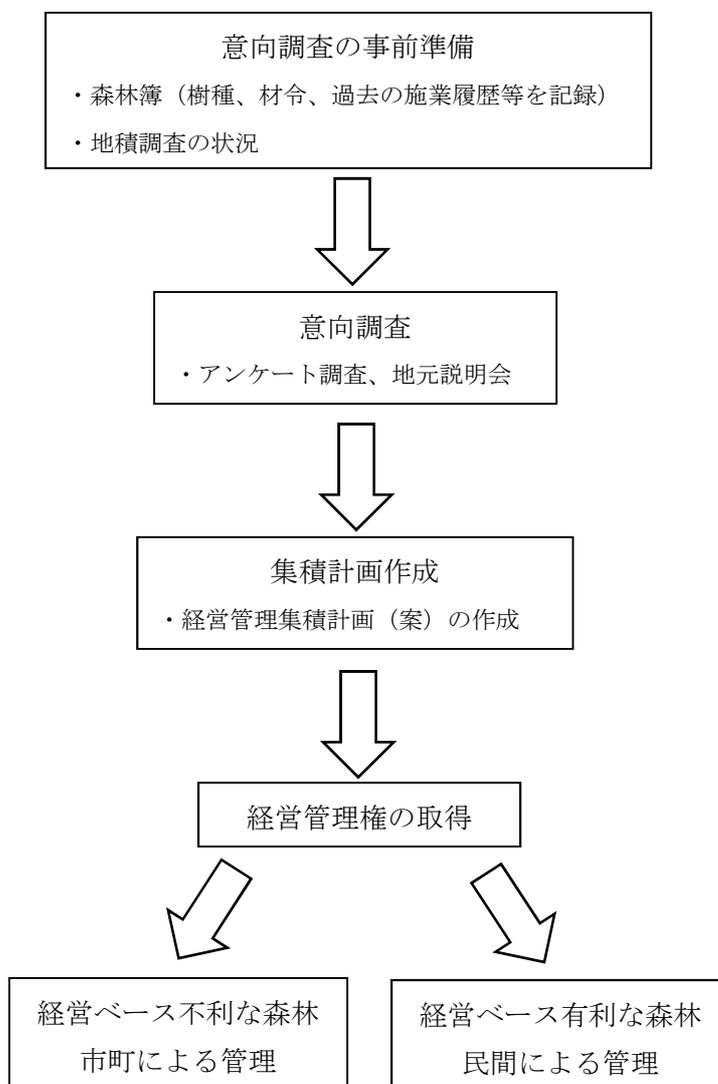
※経営管理・・・立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等の適切な経営又は管理を持続的に行うこと

※経営管理権・・・森林所有者が実施すべき経営管理を市町が行うため、森林所有者の委託を受けて、経営管理を実施するための権利

※経営管理権集積計画・・・市町が経営管理権を当該市町に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画

※経営管理実施権・・・経営管理権を有する市町が実施すべき経営管理を民間事業者が行うため、市町の委託を受けて伐採等を実施するための権利

森林経営管理制度のフロー



■ アンケート調査業務のながれ

